

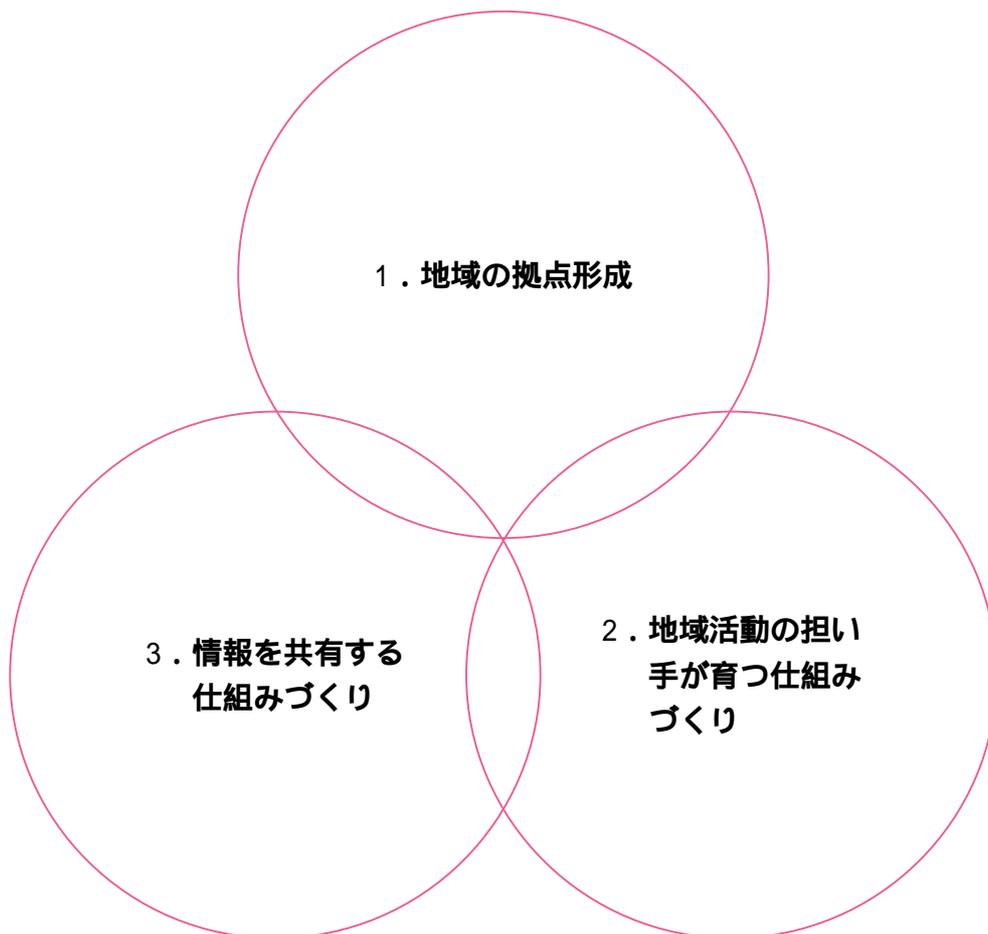
第2編 地域福祉推進の重点的な取り組み

「希望あふれるまち宝塚～すべての人がいつまでもその人らしくいきいきと暮らせるまち～」という基本理念を踏まえ、暮らしの場である地域で誰もが福祉意識をもち、主体的に福祉活動を展開していくために、住民、企業・事業者、団体、行政など、それぞれが担うべきこと、協働して進めることを明らかにしながら、支え合い、見守りの仕組み、人材の発掘・育成、人権意識や福祉意識の啓発、情報の共有の仕組みなど、個別、具体的な暮らしに関わる課題についての検討を進めてきました。

地域福祉を実現させ継続させていくためには、地域の人々とさまざまな活動団体や地域組織が、自発的にかつ持続して、さまざまな活動をつくりだし、それぞれの活動が結びついていくことが重要です。

課題解決に向けた取り組みについては、第3編に掲げていますが、地域福祉を進めていくために特に重要な要素を「拠点」「人材」「情報」と考え、「1 地域の拠点形成」「2 地域活動の担い手が育つ仕組みづくり」「3 情報を共有する仕組みづくり」を、重点的な取り組みとして、地域福祉を推進していくこととします。

〔地域福祉推進の重点的な取り組み〕



1 地域の拠点形成

(1) 小学校区単位の場づくり

すべての人たちが住みなれた地域でいつまでも安心した暮らしを続けていくためには、地域の中で暮らす人たちが相互に見守り、支え合う仕組みづくりが必要になります。そのためには、地域の人たちが日常的にふれあい、交流していくことが必要であり、そのためにさまざまな機能を持った場（拠点）づくりが必要です。

地域の人たちが、自宅から歩いていける（小学校区単位）ところを地域福祉の基礎的な範囲として捉え、いつでも自由に利用でき、そこに行けば誰かに会えるといった場と、地域の人たちが必要とする機能を備えた拠点整備を進めていく必要があります。

小学校区単位を基礎的な範囲として捉え、将来的にはもっと小さな地域、自治会単位ぐらいのところに広がっていくことを視野に入れて進めていくことが必要です。

ここでは次の4つの機能を備えた場づくりを考えていきます。

話し合いの場

ふれあいの場

相談と情報集積の場

学習活動の場

地域の福祉のラウンドテーブル

- ・例えば、地域でさまざまな人が気軽に集い、意見交換や情報交換を行う場として、「ラウンドテーブル」という考え方があります。目的を持って集まるのではなく、自主的に集まり交流し意見交換しあう共通意識の場のことです。
- ・ラウンドテーブルをつくることで、地域の人たちがいつでも、自由に集まって、意見交換や情報交換を行うことで、相互理解が進んだり、ネットワークが生まれたり、協働活動が生まれたりします。
- ・宝塚市内でも、そういったみんなが気軽に集まれるラウンドテーブルが始まっています。

話し合いの場

地域の福祉課題やさまざまな地域の問題などを、みんなの共通のものにするための話し合いの場が必要です。地域住民、商店主、ボランティア、社会福祉事業者、一般事業者、行政の相談担当者など地域に関係する誰もが話し合いのテーブルに着き、一緒に考えていく場としての機能が必要です。

話し合いを進めることにより、地域住民や商店主はお隣さんとして生活課題解決のための支え手の一人となることができ、福祉サービス事業者は専門職として、地域住民とどのような関わりをもつのか、また、福祉ニーズに対してどのように応えていくのかといったことを考えていきます。

また、判断能力の低下により意思表示が困難な人や虐待を受けている人（児）などをめぐる複雑で緊急性をおびた課題の解決には、地域住民や社会福祉事業者の協力を得ながら、在宅介

護支援センター、家庭児童相談室等の行政機関が課題の解決を担っていかねばなりません。そのため話し合いの場としての機能も果たすことができます。

- ・ ご近所のゴミだしなど、負担を感じさせないちょっとした手助けの仕組みを話し合う場
- ・ 子どもたちの登下校の安全を見守る仕組みを話し合う場
- ・ 介護に疲れた家族への支援や見守りの仕組みを話し合う場
- ・ 地域の防犯・防災を話し合う場

ふれあいの場

地域の人たちがふれあい、支え合い、交流していくための拠点として、現在市内に60カ所以上のふれあいいきいきサロンが開かれています。

現在のサロンは、ふれあいの場であったり、地域の人たちが楽しみながらつろぐ場であったり、お呼ばれの場であったりと、地域によってさまざまな取り組みがなされていますが、参加者の多くは高齢者です。

今後はサロンが日常の生活リズムに位置づけられるように、開催回数の増加が求められるとともに、子育て中の人を中心にしたサロン、高齢者を中心にしたサロン、子どもも大人も障害者も誰でもが参加できるサロンなど、さまざまなサロンが展開されることが重要です。

そのためにはサロンの運営を地域の実情にあわせ、地域の住民がみんなで作りあげていくような方法を考えていく必要があります。

- ・ そこに行けば誰かがいる、ホッとできる場
- ・ 障害者（児）や高齢者が自由に参加できる場
- ・ 子どもから大人まで誰もが参加でき、世代間交流ができる場
- ・ 子育て中の親など、同じ悩みをもつ者同士が集まり交流できる場



「ふれあい喫茶チェリー」

相談と情報集積の場

地域の人たちが気軽に相談できる相談窓口が必要とされています。そこは、市役所や専門機関まで出かけていくほどではないが、気がかりなことをちょっと相談したいとき、また、どこに相談したらよいのかを相談したいときなどに相談できる場所です。相談員は、地域住民の中で専門的な知識や経験を持った人や、福祉施設の職員などの力を借りて、相談窓口を担っていく必要があります。

しかしながら、地域での相談窓口はおのずとその対応に限界がありますから、地域の相談窓口で解決できない問題は、在宅介護支援センターや社会福祉協議会地区センター、健康センターの保健師などの地区を担当する専門家や専門機関へ繋ぐことができるよう、日頃からさまざまな相談機関の情報を集積し、連携体制をつくっておくことが大切です。

また、相談に関する情報のほかにも、地域で暮らしていくのに必要なさまざまな地域情報が集まり、そこに行けば必要な情報が得られる場をつくる必要があります。

- ・まちかど相談窓口の設置
- ・個人が集めた情報をみんなが共有できる場
- ・市や他の地域の情報を集めて必要な人に提供できる場

学習活動の場

地域の人たちが、自ら地域社会の一員であることに気づくための学習の場や機会が必要です。また、多くの人に興味を持てる内容の福祉祭りや講演会などを機会あるごとに開催し、福祉意識や人権意識が自然に高まっていくようにすることが大切です。

- ・福祉意識や人権意識を育むための講演会や福祉祭りなどイベントの開催
- ・大人が学ぶ機会の創出
- ・退職後の人が地域活動に参加するための意識変革のための学習の場



現在、コミュニティ活動に使用できる施設としては、共同利用施設・地域利用施設などの公共施設や地域の自治会館、学校のコミュニティルームやクラブハウスなどがあります。

これらの施設は、利用日や利用時間、利用対象などさまざまな制約があるなど利用しにくい面がありますので、いつでも、誰もが利用できるようにするために、拠点の運営・管理方法などの仕組みを検討する必要があります。

今後、事業所の空き施設、空いている民家の借り上げなど、さまざまな施設を有効に活用する工夫が必要です。

民家・店舗などを活用した場づくり

福祉施設などの一部を活用した場づくり

小・中学校の余裕教室を活用した場づくり

自治会館や共同利用施設などの既存施設を活用した場づくり

民家・店舗などを活用した場づくり

現在、民家を、社会福祉事業者が福祉事業に活用している例が市内でもありますが、今後は地域拠点としての利用も考えられます。民家の活用にあたっては個人の住宅ですから、賃貸契約や利用方法などきめ細かな取り決めを交わし、利用者はマナーを守ることが必要です。

そして、事業所の空きスペースや商店街の空き店舗を借りて、地域拠点として活用することも考えられます。地域拠点に人が集まってくることでのぎわい、近所の商店で買い物をする人が増えるなど、商店街の活性化にも繋がります。また、その拠点には、商店街で働く人も一緒に地域活動に関わっていく動きが求められます。

これらの拠点においては無償での利用は難しいと思われるので、賃貸料を含めた運営費用についても、自分たちでまかなうため、コミュニティビジネスや有償活動の展開を考えていく必要があります。

福祉施設などの一部を活用した場づくり

地域の福祉施設の一部には地域交流スペースが設けられ、既に地域活動やふれあいの場として展開しているところもあります。

これらの福祉施設が地域に開かれることで、福祉施設の利用者と地域の人たちとの交流が生まれ、住民の意識も変わってきており、社会福祉法人として地域貢献をする公共的役割も期待されています。

また、福祉施設と共同で福祉祭りやバザーなどを開催し、活動費用や運営費用などを生み出す仕掛けをつくることも可能になります。

小・中学校の余裕教室を活用した場づくり

小・中学校のクラブハウスやコミュニティルームなど、現在でも利用できることから地域に開放されています。

今後、学校の教育活動に使用する予定のない余裕教室などの活用については、子どもたちの安全面を配慮するとともに、地域の人たちが出入りすることで、学校全体に目が行き届くような仕組みや運営の仕方を考えていく必要があります。

拠点での活動には、地域の人たちと小・中学校の子どもたちとの交流などを積極的に行い、子どもたちを地域活動の担い手に育てることが出来ます。

自治会館や共同利用施設などの既存施設を活用した場づくり

宝塚市には、コミュニティ活動に利用できる施設として、自治会館や共同利用施設が各地域に多数整備されていますが、利用日や利用時間、利用対象などの制約などがあり、利用しにくい面があります。いつでも、誰もが利用できるようにするためには、拠点の運営・管理方法などについても、利用しやすい仕組みを検討していく必要があります。

これらの施設を利用することで、他の地域活動グループとの情報交換や、連携した取り組みを行うきっかけが生まれ、活動の底辺が広がる可能性を持つことができます。

2 地域活動の担い手が育つ仕組みづくり

(1) 地域活動を担う人材の発掘・育成

地域福祉計画では、地域の中で支え合いながら、誰もが自分の意思で日常生活を送ることができる社会の実現を目指すために、一人ひとりが地域福祉の担い手として育っていく仕組みをつくる必要があります。

地域にはさまざまな能力や特技を持つ人、他の人のために活動できる人、多くの知識や経験を蓄積している退職後の高齢者などがいます。このような人たちを発掘し、地域活動を担う人材として活躍してもらうことが求められています。

さらに、次世代を担う子どもたちを、地域活動を通して地域の担い手として育成していく仕組みが必要です。そして、すでにボランティアとして福祉活動を行っている人には、一層、その専門性を高めるプログラムを開発する必要があります。

また、地域福祉の担い手として、地域住民がそれぞれの立場でできることを行動に移していくためには、活動の第一歩を踏み出せるように、地域活動について相談できる場所があり、活動する場や仲間を紹介するなどのコーディネートをしてくれる人が必要です。

行政などのサービスを「たて系」に、分野を超えた連携による活動や人的ネットワークを「よこ系」にして、それぞれの分野の特性を生かしながら、ともに力を合わせ温かい地域社会をつくっていくことをめざす必要があります。

- ・ 地域人材登録制度
- ・ 子どもが地域の担い手として育つ仕組みづくり
- ・ ボランティアの専門性を高めるプログラムの開発
- ・ 人材、場所などの情報をつなぐコーディネーターの養成



高司児童館「ちびっこあつまれ」

(2) 地域活動に多くの人が参加・参画する仕組みづくり

地域では、支え合いや見守り、ふれあいいいききサロンの運営などの福祉活動をはじめ、自治会やコミュニティ活動、地域の祭りやイベント、地域清掃などの環境美化、リサイクル活動など、さまざまな分野で多くの人が活動していますが、さらに多くの人が地域活動に参加・参画していくためには、就業中の人や障害者、子どもたちなど、現在、あまり地域活動に参加していない人たちが参加しやすい環境や雰囲気をつくっていくことが必要です。また、その地域活動がさらに活性化され、継続していくためには、イベントなどにおいては多くの人が準備段階から参画して、みんなで盛り上げていく仕組みをつくるのが大切です。

地域活動は現在でもかなり多くの分野に及んでいますが、地域福祉を推進していくために取り組むべきことはまだまだあります。

例えば、障害者がグループホームや自宅等で暮らすことを地域で理解し支援することや、これから増加が予想される小規模多機能施設において地域住民がその運営に参画することなどです。

このように、地域福祉を推進するために地域住民が地域活動として参加・参画する分野は時代とともに増え、参加・参画の方法も変化していくと思われます。生活のあらゆる分野に地域福祉の視点をもって、活動を進めていくのが大切です。

- ・参加しやすい環境や雰囲気づくり
- ・イベントなどに準備段階から参画して、みんなで盛り上げていく仕組みづくり
- ・小規模多機能施設の運営、管理に住民が参加する仕組みづくり

3 情報を共有する仕組みづくり

(1) すべての人に情報が伝わる仕組みづくり

さまざまな情報が提供されていても、地域に暮らすすべての人に必要な情報が行き届き、かつそれを理解することができなければ、必要なサービスを受けることも、それによって生活を豊かにすることも難しくなってきます。

発信されたさまざまな情報が行き届くようにするためには、行政と地域に暮らす人々との協働により、支援を必要としている人の状況にあった仕組みを考える必要があります。

地域に暮らすみんなが必要な情報を共有するために、行政は行政サービス情報を地域住民に適切に提供・伝達するとともに、地域住民が行政や民間のサービス情報を十分に把握できるよう、サービス情報を集約して提供できる仕組みが必要です。

また、公共の情報だけにとどまらず、個人が得た情報や学習内容などを地域で共有していくために、社会福祉協議会地区センターや地域の拠点を情報の集約場所として充実させる工夫が必要です。

さらに、地域住民の中には、情報を得にくい人や情報を理解できない人などさまざまな人が暮らしているため、地域住民が情報ボランティアとなって情報を伝え、また理解できるよう説

明するなど、それぞれの状況に合わせた情報提供と支援の仕組みを充実させる必要があります。

また、地域の情報については市の広報板や公共施設での掲示のほかに、不特定多数の人が集まるスーパーマーケットやコンビニエンスストア、鉄道駅や学校、医療機関などで、ポスターを掲示したりチラシを置いてもらうなどの協力を要請し、情報入手機会を増やしていくことが大切です。

- ・ 情報ボランティアによる情報の伝達
- ・ 人が集まる場所での情報提供
- ・ 地域の拠点における情報集約

(2) 本当に必要な福祉サービス情報づくり

生活や福祉に関するサービスを必要とする人が、適切なサービスを利用して地域で安心して自立した生活を送るためには、その適切なサービスを選択できることが重要です。そのためには、多様なサービスについての的確な情報が得られると同時に、どの事業者のサービスを選んだら良いのかを判断できる情報が整備されている必要があります。

現在、生活や福祉に関する制度やサービスについての情報は、行政をはじめ、社会福祉協議会、社会福祉事業者などから発信されていますが、それらのサービスが実際にどのように提供されているかについて評価された情報がありません。今後は、当事者やサービス事業者などと利害関係のない第三者による、公平、公正でかつ客観的な評価を行う第三者評価機関の設置が必要です。

また、昨今、子育て中の親たちの手によって「子どもづれで遊べる場所」といった内容の地域情報誌がよく発行されていますが、例えば「車いすで買い物できる商店」や「高齢者向けの総菜を売っている店」など生活に密着した本当に欲しい地域情報を自分たちでつくっていくことも必要です。

- ・ 福祉サービス第三者評価機関の設置
- ・ 生活に密着した本当に欲しい地域情報づくり



フレミラ宝塚内「きらきらひろば」日常風景

(3) 身近な相談から専門相談へつながる相談体制の充実

地域で生活をしていくうえで、生活や福祉に関わるさまざまな問題を抱える住民のために、市役所や社会福祉協議会、在宅介護支援センター、家庭児童相談室等に相談窓口が設けられています。また、地域には民生児童委員や自治会をはじめ地域組織の役員などが身近な相談窓口としての役割を果たしてきました。

しかしながら、市役所まで足を運べない人や、どこへ相談に行けば良いのかといったことが分からないという人もあり、地域の中で歩いていける場所に、気軽に何でも相談できる窓口が求められています。そこではプライバシーに配慮しながら身近な相談ごとの解決や、より専門的な相談機関の紹介などの確かなアドバイスを受けられることが必要です。

相談窓口には、相談に来る人を温かく受け入れ、相談内容を的確に判断し、アドバイスができる能力のある人材を配置するとともに、その人たちが相談に的確に応じられるよう環境を整えていく必要があります。相談窓口を担当するその人たちを広く地域住民に紹介していくことなどにより、地域の人々が相談しやすくする雰囲気をつくることも必要です。

また、出向くことが困難な人や、匿名で相談したい人のために、気軽に相談でき必要に応じて専門相談機関へと繋がる相談窓口として、匿名相談の電話の設置についても検討する必要があります。

これらの相談の仕組みがうまく展開していくためには、どんな相談であってもこの相談窓口に行けば何らかの解決の方法をアドバイスしてもらえするという安心感を持ってもらうことが必要です。そのためには、在宅介護支援センター等行政の相談機関、社会福祉協議会やその他の民間の専門相談機関が連携し、地域の相談窓口を支えるバックアップ体制を整える必要があります。

- ・まちかど相談窓口の設置
- ・まちかど相談窓口と行政の相談機関、民間の専門相談機関との連携
- ・福祉関係者によるネットワーク会議

